

第5部 計画の実現に 向けて

第1章 協働のむらづくりの推進

第2章 実現化に向けた取り組み

第5部 計画の実現に向けて

第1章 協働のむらづくりの推進

1. 協働のむらづくりの推進

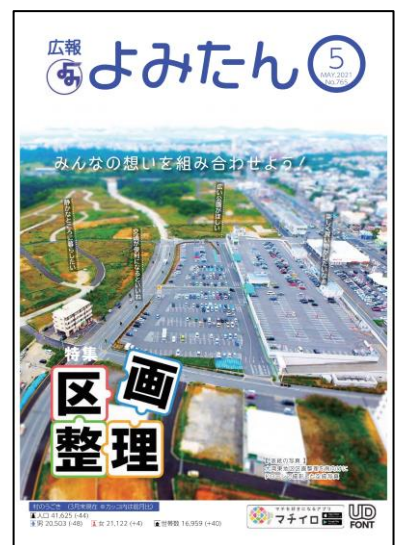
(1) 協働のむらづくりの実践

①むらづくりに関する情報の共有・公開【むらづくりを気づく、知る】

協働のむらづくりに向けて、まずは、村民の皆さまがむらづくりに気づき、現状や今後の取り組みについて知ることが重要です。

本計画は本村のむらづくりの方向性を示す重要な計画で、むらづくりに関する現状や課題、今後の方向性について定めています。まずは、村民の皆さまに本計画を知っていただけるよう、ホームページや広報誌、自治会等を通じて、積極的に広報します。

また、本計画だけでなく、むらづくりの現状や各種計画、現在の取り組みについて、継続的かつ積極的な広報を図ります。



村広報誌でのむらづくりの紹介

②村民参加機会の充実【むらづくりに関わる】

次に、村民の皆さまが、日頃抱えているむらづくりの課題について、情報発信を行うことや本村のむらづくりの取り組みについて意見を言うことなど、むらづくりに関わることが重要です。

村民の皆さまが抱えているむらづくりの課題について、行政懇談会や自治会活動を通じて、むらづくりの課題の調査・ニーズの把握を行います。

また、本村が実施するむらづくりに関する様々な事業や取り組み、計画については、村民の皆さまの意見を反映できるよう、意向調査やワークショップ、パブリックコメント、自治会との意見交換等を実施します。



本計画策定に向けた自治会長との調整

③村民によるむらづくりの実践【むらづくりを実践する】

協働のむらづくりに向けては、むらづくりの課題の解決に向けて、村民の皆さまが実際にむらづくりに参加・実践することが重要です。

比較的小規模な地区を単位として、建物の用途の制限や高さの制限、道路や公園の配置等についてきめ細かく定め、良好な住環境の形成等を進める「地区計画制度」を引き続き活用します。地区計画も含め、地域住民が主体的なむらづくりを進めるため、村に対し、都市計画の決定や変更の提案を行

うことができる「都市計画提案制度」の活用を図ります。この他、地区単位で良好な景観の創出や緑豊かな街並みの創出に向けて、景観協定、建築協定、緑化協定等の活用を図ります。

また、身近な道路や公園の維持管理、賑わいの創出やコミュニティの維持・創出に向けたイベントの開催など村と村民が協働した取り組みを推進します。

これらの取り組みについては、自治会をはじめとする地域団体との連携が重要となります。地域団体と密に連携を図りながら、お互いが共通の目的意識をもって取り組める体制作りを推進します。

また、協働のむらづくりの推進にあたっては、現在、本村で暮らしている村民の皆さまだけでなく、これから新しく本村に居住する村民も一緒になって考えることが重要です。これら村民の皆さまが協働のむらづくりに向けて、自治会活動等を通じながら、参加・実践ができるような取り組みを推進します。



地区計画の検討に向けたワークショップ

第2章 実現化に向けた取り組み

計画的な土地利用の推進や都市施設の整備・維持管理など、都市計画に関する個別の計画・取り組みをそれぞれが連携しながら総合的・一体的に進めるための指針として、本計画を活用します。

1. 本計画の実行

①都市計画マスタープランの運用

用途地域や地区計画をはじめとする地域地区の指定など、計画的な土地利用の推進、建築物等の適切な規制・誘導等に関する取り組みの決定・変更は本計画の方針に従って行います。

道路や公園、下水道をはじめとする都市施設に関する個別の計画策定や都市計画の決定・変更、整備・維持管理など、具体的な取り組みの実施においても本計画の方針に従って行います。

村民センター地区の整備の進捗をはじめ、本村のむらづくりは「整備する段階」から整備したものを「活用する段階」になりつつあることを踏まえ、必要なものの整備は引き続き推進しますが、既存ストックの有効な活用に着目した取り組みを推進します。

また、既存ストックの有効活用や本村の財政状況の視点から、PFI事業など民間活力を活用した、効率的・効果的な整備・維持管理を進めます。

2. 本計画の推進体制の構築

①庁内体制の構築

特に分野別構想に位置づける各種取り組みについては、都市計画分野だけでなく、農業、商業、観光、環境など様々な分野と連携した取り組みが重要となります。関連各課との調整を密に行いながら取り組みの推進を図ります。

また、研修や実際のむらづくり活動を通じて、役場職員の専門性を高めるなど、庁内の人材育成にも取り組みます。

②関係機関との連携

本村のむらづくりにおいて重要な沖縄西海岸道路（読谷道路・嘉手納バイパス）の整備は沖縄総合事務局が実施しているなど、むらづくりの推進にあたっては、国や県との連携が重要です。国や県をはじめとする関係機関と密に連携を図りながら、関連する計画・取り組みと連携をとり、一体的なむらづくりを推進します。

3. 本計画の進行管理と見直し

本計画に沿ったむらづくりの実践は長期の時間を要することから、随時、むらづくりの状況の確認を行うとともに、必要に応じ本計画の見直し・改善を行います。

本計画の推進を図りながら、国勢調査や都市計画基礎調査をはじめとする各種統計調査、村民アンケートの結果、行政懇談会等における課題やニーズの把握を通じて、むらづくりの状況の確認を行います。

また、本計画は計画期間を10年（将来像等は20年）としています。計画期間である10年後を目安に本計画を見直すこととしますが、社会情勢の変化やゆたさむらビジョン等の上位関連計画の更新を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。